

第8章 検査、教育等

8-1 完成検査申請【法第15条】

(1) 法の定義

火薬類の製造の許可又は製造施設の変更の許可若しくは火薬庫の設置又は移転若しくは変更の許可を受けた者は、火薬類の製造施設の設置又は変更若しくは火薬庫の設置又は移転若しくは変更の工事をした場合には、経済産業省令（規則第41条）で定めるところにより、製造施設又は火薬庫につき滋賀県知事が行う完成検査を受け、これらが、法に定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
完成検査申請書	規則様式 様式第14	手数料必要
施工写真	任意	完成検査において目視確認できない部分の写真
試験成績書	任意	避雷装置の接地抵抗測定、電気設備の絶縁抵抗測定、警鳴装置の作動試験など

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

8-2 保安検査申請【法第35条】

(1) 法の規定

製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であって経済産業省令（規則第44条の2）で定めるもの又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、経済産業省令（規則第44条の2）で定めるところにより、定期的に、保安検査を受けなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
保安検査申請書	規則様式 様式第18	手数料必要

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

(4) 申請期限

完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査証の交付を受けた日から11月を

超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、2年11月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の30日前）までに提出

(5) 手数料に係る特定施設または火薬庫の件数の算定

ア 同一敷地内に特定施設のみを所有している場合は、特定施設の棟数に関係なく1件とする。

イ 特定施設を複数の所在地に所有している場合は、所在地ごとに1件とする。

ウ 同一敷地内に火薬庫のみを所有している場合は、火薬庫の棟数に関係なく1件とする。

エ 火薬庫を複数の所在地に所有している場合は、所在地ごとに1件とする。

オ 同一敷地内に特定施設と火薬庫を所有している場合は、それぞれを1件とする。

8-3 定期自主検査計画届出【法第35条の2第2項】

(1) 法の規定

製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設であつて経済産業省令（規則第67条の8）で定めるもの又は火薬庫について、経済産業省令（規則第67条の9）で定めるところにより、定期に、保安のために行う自主検査についての計画を定め、届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(2) 製造施設に関する届出

第2章 2-14 定期自主検査計画届出による

(3) 火薬庫に関する届出

第4章 4-14 定期自主検査計画届出による

8-4 定期自主検査報告【法第35条の2第3項】

(1) 法の規定

製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設であつて経済産業省令（規則第67条の8）で定めるもの又は火薬庫について、経済産業省令（規則第67条の9）で定めるところによる保安のために行う自主検査が終了したときは、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

(2) 製造施設に関する報告

第2章 2-15 定期自主検査報告による

(3) 火薬庫に関する報告

第4章 4-15 定期自主検査報告による

8-5 保安教育計画認可または変更認可申請【法第29条】

(1) 法の定義

製造業者又は販売業者若しくは滋賀県知事が保安教育計画を定めるべき者として指定した消費者は、経済産業省令（規則第67条の2から規則第67条の6）で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
保安教育計画（変更）認可申請書	滋火様式第8-1号	
保安教育計画	任意	
変更の内容を示した概要書	任意	変更の場合

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

8-6 安定度試験報告【法第36条】

(1) 法の規定

製造後経済産業省令（規則第57条）で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、経済産業省令（規則第58条）で定める方法により、その火薬類につき安定度試験を実施し、且つ、その結果を報告しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類安定度試験報告書	滋火様式第8-2号	
火薬類安定度試験結果	任意	

(3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

8-7 火薬類所有権取得届【規則第 81 条の 14 第 15 号】

(1) 法の規定

相続若しくは遺贈又は法人の合併若しくは分割により火薬類の所有権を取得した者は、火薬類の所有権を取得した旨を記載した届出書を、所有を許可した者に提出しなければならない。

(2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類所有権取得届	滋火様式 第 8-3 号	
相続、遺贈または法人の合併若しくは分割を証する書面	任意	

(3) 提出部数

1 部（申請者の控えが必要な場合は 2 部）